

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原 1-93
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

給与削減措置を度外視する人事院の官民比較の不合理

人事院は8月8日、国家公務員の俸給表上の給与額で官民比較し、格差が極めて小さいとし月例給・一時金ともに改定を見送る「報告」を内閣と国会に提出した。

人事院は、調査により、昨年4月から実施されている国家公務員の「給与減額支給措置」によって給与の実支給額が、民間より29,282円下回っていることを把握している。ところが人事院は、「給与減額支給措置」によらない給料表上の額で民間賃金との比較をおこない、格差がほとんどないので国家公務員級の給与引き上げの「勧告」をおこなわないこととし、改訂見送

りの「報告」を提出した。政府の公務員総人件費削減方針に迎合し、その強行に荷担するものであり断じて認められない。

「勧告」をおこなわず「報告」のみにとどめるのは、現在の「ラスパイレス方式」による官民給与比較がはじまって以来のこと、まさに異例の事態である。人事院が、労働基本権制約の「代償措置」としての役割をみずから放棄するものである。

400万円を超える退職手当削減とあわせて、公務労働者の生活悪化と将来不安がひろがっているなかで、賃金改善の切実な願いに背をむけた給与改定見送りであり、地方公務員給与にか

んする各県人事委員会の動向にも影響をあたえかねない。

茨高教組は、10月上旬に予想される茨城県人事委員会勧告にむけて、地公労に結集し、茨城県職員の生活を守る立場で大いに奮闘していく。✂

人事院による給与の官民比較

- 月例給
(減額前) ▲76円 (▲0.02%)
(減額後) ▲29,282円 (▲7.78%)
- 一時金(ボーナス)
(減額前) 公務(3.95月) 民間(3.95月)
(減額後) 公務(3.56月▲0.39月)

〈茨高教組夏季学習会〉

「困っている子」の指導について考える

希望するすべての子どもたちの後期中等教育を保障するために

○9月7日(土) 13:30 - 16:00 茨城県立青少年会館(水戸市緑町1-1-18)

社会に広がる経済格差が、子どもたちの生活や学習に大きな影響を与え、家庭の経済状況が子どもたちの学びを限定的にし、学ぶ場を制限する状況も生まれています。高等学校では、発達障害など特別な支援を必要とする子どもたちが年々増え、特別支援学校では、以前は就学していなかったいわゆる「生活面での指導を必要とする子どもたち」が増えています。様々な困難や問題をかかえながらも、高等学校、「特別支援学校高等部」に学ぶ場を求めて進学してくる子どもたち。彼らの学びを保障していくために、指導上の悩みや問題を率直に出し合い、ともに考えましょう。

100mSv被曝で死者6562人増加でも「誤差の範囲」

原研機構が養護教諭対象講演会でいつもの放射能安全宣伝

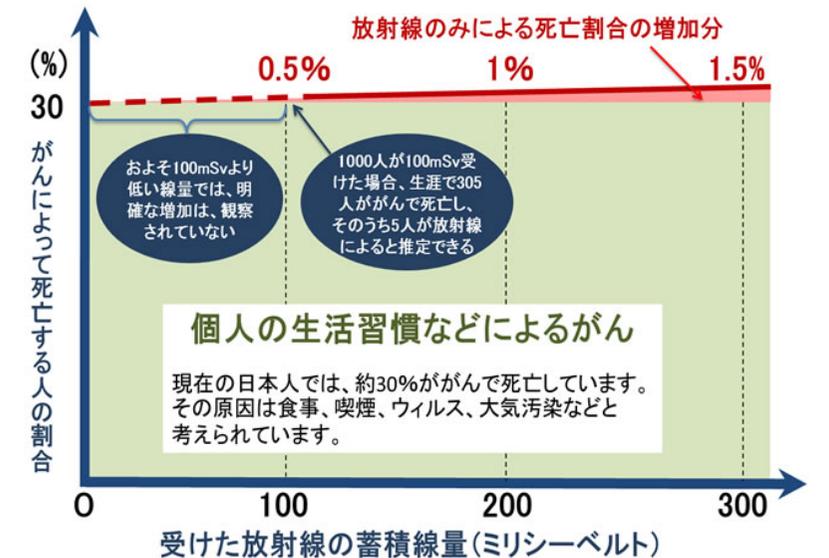
放射能安全安心論

昨年10月、茨城県教育庁保健体育課は県内の公立小中高校・特別支援学校のすべての養護教諭をあつめて「放射線」にかんする研修会を開催した。そこでおこなわれた日本原子力研究開発機構広報部の鈴木國弘による講演について、前回(2013年1月10日、第1059号)にひきつづき検討する。鈴木は次のように述べた。(括弧内の数字は、鈴木が当日映写・配付した資料の頁数)

- ㊸ 「一度に100ミリシーベルト以上被曝しなければ、将来も心配ありません」(23)。「時間をかけて被ばくする方が、一気に被ばくするより、健康への影響が少ない」(20)。
- ㊹ 福島原発事故によるリスクは「誤差の範囲内」程度(17)。
- ㊺ 「むやみに怖がるのは、かえってストレスになります」(27)。

原子炉溶融事故などまったく恐れることはないという驚くべき断定をくだすにあたり、鈴木が根拠にするのは、100mSvまでの放射線被曝は無害であり、無害である放射線に対する間違った恐怖心こそ諸症状の原因だとする見解である。この医学的見地からの「100mSv安全論」と「ストレス原因説」は、福島原発事故後の急造品ではない。原子力発電所が爆発することは絶対にないと言い切る工学

年間で100ミリシーベルトまでゆっくりと被ばくした場合のがん死亡



的見地からの宣伝ほど派手ではなかったが、1980年代以来着々と準備されてきたものである(島菌進『つくられた放射線「安全」論』2013年、河出書房新社)。絶対に爆発しないはずの原発が4基同時に爆発して信用失墜した原子炉工学者が舞台袖に引っ込み、爆発したけれども大丈夫、体に悪いので心配しないように、と第三者のような顔で御託を並べる放射線専門医がぞろぞろと舞台にあがってきたのだ。

放医研の「100mSv安全論」

上の図は、鈴木がコピーし自分のパワーポイントに出典を明示せずペーストして講演に使った、独立行政法人放射線医学研究所(放医研)の資料である。

放医研のウェブサイトの「Q and A」は、「およそ100ミリシーベルトまでの線量では、放射線とがんについての研究結果に一貫性はなく、放射線によりがん死亡が増えることを示す明確な証拠はありません」と説明している(www.nirs.go.jp/information/qa/qa.php)。ところが放医研は、福島原発事故直後の2011年4月7日、同じウェブサイト「放射線被ばくの早見図」を公開し、100mSv以下では「がんの過剰発生がみられない」と書いた。

100mSv以下ははっきりしないというのを、100mSv以下は無害である、とすり替える虚偽の説明は、「収束」宣言とあいまって福島原発事故以後の日本社会

【2面につづく】

【1面右「放射線」記事つづき】

で、事故の影響を過小評価して人々をいつわりの「安心」へと誘導する主要な風説のひとつとして流布している。「100mSv 安全論」は、巨大地震と津波の常襲地帯である日本列島で、今後も老朽化した原子炉を運転し続けるうえで、不可欠の見解となっているのだ。

こっそり訂正しようとして失敗

ところが、放医研はその1年後、「早見図」から、100mSv 以下では「がんの過剰発生がみられない」という記述を突然削除した。こっそり変更したことが批判されたのに対して、放医研はウェブサイトで次のように言い訳している(www.nirs.go.jp/information/event/report/2013/0729.shtml)。

「100 mSv より低い線量では、がん死亡のリスクの増加が統計学的に検出されない(注：がんの過剰発生がないことが証明されたわけではない)という趣旨でしたが、『がんが過剰発生しないことが科学的に証明されている』かのように誤って解されることを避けるため、2012年4月の改訂時に表現を改めました。」

100mSv 以下では「がんの過剰発生がみられない」と、ハッキリと、しかも意図して言っていたのであり、「誤解」などではない。改訂版「早見図」では、100mSv 以上では「ガン死亡のリスクが線量とともに徐々に増

えることが明らか」と書き加える一方で100mSv 以下については「がんの過剰発生がみられない」を削っただけで何も説明していない。まだゴマカシがあり、ひきつづき「誤解」してくれることを期待しているのが見え見えである。

放医研の「早見図」を、そのまま転載してきた国や地方の行政機関は、パンフレットやウェブサイトの作り直しにおおわらわとなり、自分では何も考えず無批判に放医研の判断にたよる不見識ぶりを露呈した。

死者 6265 人は「誤差の範囲内」

放医研の「Q and A」は、つぎのように説明する。

「仮に 1,000 人の方が 100 ミリシーベルトの線量を受けたとすると、生涯にがんで亡くなる方が 300 人から 305 人に増加すると計算できます。」

100mSv 被曝すると、全ての死亡に対するがんによる死亡の割合である 30% が 0.5% 上昇し、30.5% になるというのである。だが「仮に 1,000 人」は、どう考えても少なすぎる。それに 1000 人中 5 人とと言われても、はたしてどのくらいの重みがあるのかピンとこない。放医研やそれを引用する鈴木は、死因別の割合における「0.5%」を小さな数字だと印象づけ、他のリスクと比較して「誤差の範囲内」だと思わせたいのだろう。

そこで「仮に」全国統計のレベルで見ることにして、2011(平成23)年のわが国の

死亡者数は 1,253,066 人、そのうち悪性新生物(がん)による死亡者数は 357,305 人、全死因中の 28.5% である。「仮に」全国民が 100mSv 被曝すると、割合は 0.5% 上昇して 29.0% になる。死亡数は 363,570 人で増加分は 6,265 人である。鈴木は、「0.5%」を「誤差の範囲」の小さな数だと印象づけたいのだろうが、交通事故による死者 6,741 人に匹敵するたいへんな数なのだ(www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai12/dl/gaikyou24.pdf)。

原研機構広報部鈴木國弘の誤解

鈴木は言う。

「一度に 100 ミリシーベルト以上被曝しなければ、将来も心配ありません」(23)。「同じ線量でも、時間をかけて被曝する方が、一気に被曝するより、健康への影響が少ない」(20)。

ある程度の時間をかけてジワジワと被曝するのであれば、全然平気なのだと言いたいようだ。「例えば」として、こう説明する。――頭上に「1 キログラムの鉄球」が「一気に落下」すると「ケガをします」。しかし、1 キログラムの鉄粉」が「時間をかけて少しずつ落下」しても、何ともない……。

「1 キログラムの鉄球」が頭上に「一気に落下」したら、ケガくらいでは済まないだろうが、1 キログラムの「鉄粉」でも甘く見てはいけぬ。鉄粉 1 キログラムが頭髪に付着したらさぞたいへんなことになるだろ

う。目に入れば失明するし、鼻孔と口腔を塞げば窒息死だ。たとえ微量でも咽頭から消化管にはいったり気管支から肺に入れば、やはり死は免れまい。この手の比喩は、比喩自体としても成り立たない戯言である。

さて、放医研の「Q and A」は、上の 100mSv 被曝による死因別割合の 0.5% 上昇の件について、次のように注記している。

「ここで言う 100 ミリシーベルトとは年間の被ばく線量ではなく、これまで受けた積算線量です。」

鈴木國弘は、放医研の「Q and A」をちゃっかりコピーして講演用のパワーポイントを作ったのであるが、100mSv が全生涯にわたる合計の被曝線量だということに無頓着だったようだ。鈴木は、被曝がその都度 100mSv 以下であればそれが何度も繰り返されたとしても何の影響もない、100mSv 以上でも「徐々に」なら影響は少ないし、かりに「一度に」であってもわずか「0.5%」にすぎず、そんなものは「誤差の範囲内」だから心配することはない……、と本気で思い込んでいるに違いない。

鈴木を講師に選び、県内の全公立学校の養護教諭を集めてデタラメな話を聴かせた保健体育課の責任は、まことに重大である。茨城県教育委員会の責任において参加者全員に訂正情報を伝達すべきであろう。

「100mSv で 0.5% 増加」の意味

以下、〈積算線量で 100mSv〉が意味するところについて、す

こし考えてみよう。

(1)「平均寿命」は男 79.94 歳、女 86.41 歳である(平成 24 年簡易生命表、www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life12/dl/life12-02.pdf)。生涯で累積被曝線量を 100mSv 以下にとどめるには、1 年間あたりほぼ 1 mSv におさえなければならない。かりに年間 2 mSv にゆるめると、50 歳時点で 100mSv を超過する。

これが、一般公衆の追加被曝線量の上限を年間 1 mSv とするわが国の放射線規制法体系の趣旨と考えてさしつかえないだろう。「100mSv」という相当にゆるゆるの基準値であっても、結局のところ年間 1 mSv を最低基準にしなければならないのだ。

事故直後の 2011 年 4 月、福島県内の園児・児童・生徒について「暫定的考え方」と称して、年間 20mSv までの被曝を容認した文部科学省と原子力安全委員会の措置は極めて異常であった。

(2) 放医研の「早見図」によれば、日本国民一人当たりの自然放射線量は、年間 2.1mSv である。47 歳の時点で積算被曝線量は 100mSv に達する。生涯累積では、男 168mSv、女 181mSv となる。100mSv でがん死亡が 0.5% 上昇し、死亡者が 6562 人増加するのだから、がん死亡者の年間 35 万 7 千人中の一定割合は自然放射線の寄与分だということになる。

前回みたとおり、鈴木は、「自然の風も扇風機の風も同じ」、「生まれ方が違うだけね」(13)として、不可避の自然放射線を引き合いに出して、人為的に追加放

出される放射線への警戒心を解除させる論理を展開した。そもそも自然放射線自体が、生物の生存にとっては大きな阻害要因となっていることを度外視する、危険な主張である。

(3) 放医研が準拠している公益財団法人原子力安全研究協会の算定によれば、国民一人当たりの放射線被曝線量は平均で年間 5.98mSv である(www.nsr.or.jp/library/books/book.html)。内訳は上述のとおり自然放射線が 2.1mSv、のこり 3.88mSv が医療被曝や職業被曝等によるものである(なお、福島原発事故の影響は算定から除外してあるとのことである)。同様に計算すると、生涯の放射線被曝は、男 478mSv、女 517mSv に達する。がんによる死亡 35 万 7 千人中のかんがりの割合が放射線の寄与分ということになる。

「100mSv で 0.5% 上昇」とする説は、UNSCEAR(原子放射線の影響に関する国連科学委員会)の見解、ならびに ICRP(国際放射線防護委員会)が提唱する基準にもとづくものとされる。それらの見解・基準の根拠となっているのは、RERF(放射線影響研究所、略称「放影研」)の研究である。しかし、放射線障害発生率にかんする放影研の見積りには、過小評価であるとする批判がよせられている。

今回は、広島と長崎の原爆被爆者を対象とする調査結果にもとづき、世界の核兵器と原発の保有国に放射線許容量の根拠を提供する放影研の活動について検討する。 ㊦